

水の匠たくみ 水の司つかさ



為永なげなが

いざわや そべ えためなが
～私説・井澤弥惣兵衛為永～

井澤弥惣兵衛為永の立像と弥惣兵衛の花押
(さいたま市見沼自然公園)

高崎 哲郎 (作家、土木史研究家)

第七回

弥惣兵衛、農民の悲願に応える ～大開発の規範・飯沼新田モデル～

もののふの時 名主・秋葉左平太モノローグの独白

「井澤弥惣兵衛様は幕府役人として、物心両面にわたり我々を献身的に御指導くださいました。それは井澤様の我々農民を思ってくださいの御慈悲の心からに他なりません。井澤様の飯沼新田開発に関する御指導は次の3点に特筆されましよう」

「第1に、飯沼排水のための『新堀筋』を指示したことでございます。幕府は『新堀筋願』に開発許可を出したのですが、井澤様は飯沼再見分の結果、予定の堀筋とは異なる『新堀筋』を指示されました。馬立入沼口より利根川への落水とする『新堀筋』を決定され、これを飯沼排水路としました。これ以降、飯沼新田開発は井澤様の技術指導によって進行したのです」

「第2に、天領替えがあります。飯沼廻り24カ村の支配者は、開発願の出された享保7年(1722年)で見ますと、天領、関宿領、壬生領、旗本知行など14もあり、飯沼廻り全体として誠に複雑な支配構造でした。こうした複雑な支配の中では、新田開発という大事業を行うことは、村人の意思疎通や共通理解の面で大きな障害でした。井澤様は支配の統一が急務と考え、私領や藩領の天領替えを我々にも指導して、幕府首脳にその意を伝えました。その結果、天領替えが実現し、飯沼廻りはすべて天領となって

開発普請がうまく進められたのでした」

「第3に、開発資金1万両調達のことです。飯沼新田開発に必要な資金は、我々飯沼廻り村々が負担する自普請願いで許可になりました。ですが、村々には1万両もの巨額な開発資金を捻出する手立てがありませんでした。井澤様は我々に対して、開発普請開始の質資金として200両を工面をするよう指示しましたが、我々ではとても調達が出来ませんでした。資金が工面出来なければ、開発の鍬入れは出来ません。この時井澤様は、我々が金策に難渋していることを知って、井澤様自身が200両を借受け、村々の質資金に当ててくださいました。井澤様は飯沼新田



飯沼新田と飯沼川(現在、水田が広がる)

開発を成功させるとの念が本当に強く、開発資金調達には幕府からの拝借金以外にないことを村々に助言し、また幕府にも働きかけてくださいました。その結果、幕府より新堀普請入用金として1万両が拝借許可として提供されました。井澤様の多大な功勞であり、どんなに感謝しても感謝しきれないのです。あの方は朝日にすっきりと映える筑波山のような方です」(以下、『飯沼新発記』、長命豊『飯沼新田開発』、『八千代町史』などを参考とする)。

飯沼は下総国しもとうさ(現 茨城県)岡田郡、猿島郡、結城郡にまたがり、利根川と鬼怒川の合流地点の北西部に南北に広がっていた。鬼怒川の自然堤防によって仁連川の落し口が狭められて出現した沼地であった。長さは南北に約7里(28キロ) 東西に約1里の細長い沼で、周辺には大小の沼が点在した。沼廻りには23の村落があって、村々は互いに入会って飯沼から肥料用の藻草や魚介類を採っていた。だが降雨期に鬼怒川が増水すると、逆流が起こり沼内は満水となって周辺の田畑は水没し農作物に大被害を与えた。度重なる洪水に、沼廻りの村々では早くから悪水路を開き沼水を落として干拓をしようとする動きがあった。寛文10年(1669年)と宝永3年(1706年)に新田干拓の願書が幕府に出された。だが沼廻りの村々の利害が対立したこともあって着工には至らなかった。飯沼新田開発は村民の悲願となっていたのである。

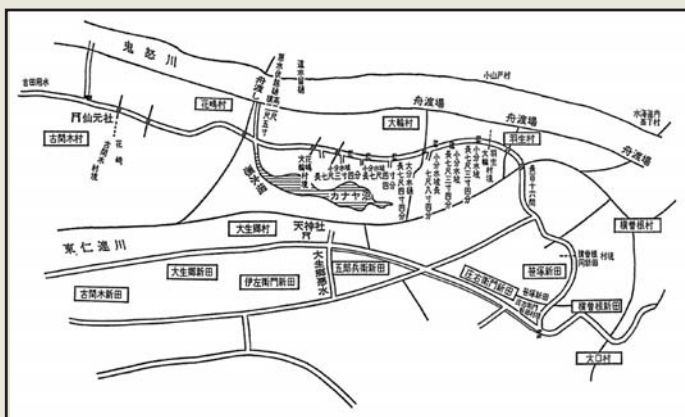
享保9年(1724年)1月末から、沼廻り代表名主として、尾崎村左平太、馬場村源治郎、大生郷村伊佐衛門、崎房村三太夫の4人は、繰り返し江戸詰して

松平九郎左衛門代官所や勘定方井澤弥惣兵衛私邸を訪ねて「新田願」の取り扱いを尋ねて回った。井澤宅には紀州商人の鈴木文平と兄高田茂右衛門が時折訪ねてきていて、名主たちは彼ら兄弟と親しくなった。5月6日、松平代官所から呼び出しがあった。松平は開口一番「飯沼新田開発の件は『新堀筋願』に許可が下りた。井澤様の尽力によると聞いている」と声を張り上げた。代表たちは待ちに待った許可願いだけで嬉しむひとしおであった。早速飯沼の沼廻り村々に朗報を伝えるため早飛脚を走らせた。飯沼新田開発は、23カ村おいご(生子村は入っていない)に高久村、宮前村を加えて、自普請(町人請負新田)によって実施されることになった。

新田開発には、2つの仕組みがあった。代官見立新田(代官に開拓を行わせ、一生の間収穫の10分の1を与える)と町人請負新田(町人が出資、15%の小作料収入が入る)である。この時期に、後者で成功したものには飯沼新田(茨城県)をはじめ、見沼新田(埼玉県) 紫雲寺潟新田(新潟県)などがあるが、これらはすべて町人請負新田であり、井澤弥惣兵衛が直接手がけたものである。見沼新田、紫雲寺潟新田については後章で論じる。

吉宗体制下の関東の代官たちは、江戸時代初期以来関東において独自の支配を展開して来た伊奈氏の農法を「古法」「古来の法」「ぬるく候」と否定し、新たな農法へと転換した。

また享保年間には河川水理関連図書が多数刊行された。『諸国堤川除樋橋定法』、『治水図彙』、『堤堰秘書』、『水利路程修造要記』、『川除御普請定法』などである。大半が著者不明である。次いで多い時期は



吉田用水 水海道付近の図



吉田用水(現在)

天保時代である。一大改革時と符合する。

沼廻りの支配体制を、新田開発願が出された享保7年（1722年）の時点で見てみる。

一、天領の村

松平九郎左衛門代官所

弓田村、馬立村、幸田村、神田山村、猫実村、大口村、横曽根村、尾崎村、芦ヶ谷村、崎房村、古間木村、横曽根新田

一、私領の村

久世隠岐守領分（関宿藩）

沓掛村、山村、逆井村、東山田村、生子村

鳥居丹波守領分（壬生藩）

仁連村、恩名村、平塚村

一、知行所の村

倉橋内匠知行所 芦ヶ谷村

竹本甚八郎知行所 芦ヶ谷村、大生郷村

井上吉之丞知行所 同上

窪田勘右衛門知行所 崎房村

松平彦太夫知行所 同上

山田太郎右衛門知行所 同上

奥津能登守知行所 大生郷村

石谷十蔵知行所 栗山村、馬場村

小長谷三左衛門知行所 鴻野山村

榊原権右衛門知行所 同上

森川下総守知行所 古間木村

14名の支配者がモザイクのように入り組んで治めている。享保9年（1724年）8月、飯沼廻り村々のうち、尾崎村をはじめ天領の村々は、私領と知行所をすべて天領替えるよう幕府（公儀）に願書を出した。飯沼新田開発を統一して進めるためだった。翌10年1月、天領替えが決定し、代官池田喜八郎支配所への引き渡しが進んだ。弥惣兵衛の助言が功を奏した。一般的に、天領（天領の村）の公租率は低く、藩領（私領の村）は高かった。

村々は以前にも増して新田開発への意欲に燃えた。幕府の許可状をもとに、24カ村は早速相談に入った。問題は新たに生まれる新田地の配分割についてであった。公儀では新田地の配分は各村高に応じて配分割するよう指示しているからである。しかし、これ

では各村高に大きな差があるため開発村にとって不公平な割合になる。深夜に及ぶ協議の結果、新田出来高の半分を村高割にし、残り半分は村々平均割にする修正案が成立した。

5月18日、沼廻り20カ村は、尾崎村左平太、馬場村源治郎、大生郷村伊佐衛門、崎房村三太夫が再三にわたって江戸詰を行い大きな成果を上げた功勞に対し、新田地のうちから村々配分割の他に高100石宛（反別10町歩、一人に付2町5反歩、後に公儀より1町歩）を差し上げたいと申し出た。同時に新田開発に当たり、最も困難な資金調達については、沼廻り村々の自普請による実施であるから、村割をもって普請代に充てることを決めた。普請代金は1万両の巨費が必要とされた。

幕府は、「飯沼新田開発の御用一件」を井澤弥惣兵衛の責任のもとに遂行することを決めた。彼はすでに飯沼の見分を済ませており、村々の代表も彼の人格を承知していた。やがて、弥惣兵衛より代表地主たちに呼び出しがあり、「近く江戸を出立する。ついては、飯沼新田開発に取り掛かるため、前もって申しつけてある金200両を差し出されたい」と指示された。この200両は、村々が新田開発を行うための質資金300両の内金である。早速江戸の金元保証人に連絡したが、200両はとても調達できないと伝えてきた。村々の代表は驚いて金策に走ったが、弥惣兵衛が来郷するまでに調達する見通しは立たなかった。

一方、弥惣兵衛としても、先金200両が確保できない限り江戸を発つことが出来ず、予定日を延長せざるを得なくなった。弥惣兵衛は村々の苦しい内情を知り、彼自身が金200両を調達して、享保9年8月1日江戸を出立した。村々の代表は、60歳を過ぎた幕府役人弥惣兵衛の心のこもった配慮と新田開発にかける情熱に感謝せずにはいられなかった。飯沼に着いた弥惣兵衛は再度厳格に調査見分を行い、新堀については、馬立入沼口より幸田村・神田山村地内を経て神田山新堤下の利根川に落水するとの結論を出した。これを受けて、幕府普請方（工事担当）米倉武助と斎藤万右衛門の指示のもとで、水深の測量や普請調査の見積もりが始まった。

沼廻りの代表（名主）は、今後の資金調達につい

て内密に弥惣兵衛に相談した。弥惣兵衛の助言では、資金は莫大な額にのぼるため、幕府からの拝借金によることが得策であるとのことで、幕府勘定奉行に対して飯沼新田開発普請の拝借金願を提出した。弥惣兵衛としても幕府責任者として普請開始の見通しを立てたかったのである。沼廻りの代表は新田開発の工事に取り掛かるため、すべての名主を招集して2項目を申し渡した。

一、引き続き、尾崎村左平太、馬場村源治郎、大生郷村伊佐衛門、崎房村三太夫の名主4人に御用筋頭取を申付けるので開発の御用については4人が各村に連絡すること。

一、井澤弥惣兵衛様ら幕府普請役人は新田開発の完了するまで飯沼に常駐する予定であり、寄宿舍、水人夫、人足、その他御用筋のことを村々にて相談しておくこと。

同月中に、弥惣兵衛の判断によって、幕府に嘆願していた資金の拝借に関して拝借金1万両の許可が下りた。返済については、新田開発後の鍬下後2カ年の作米をもって充てることとなった。いよいよ関東初の大規模な水抜新堀普請（干拓事業）が始まることになった。まず新田に農業用水を導く吉田用水の開削工事が行われることになった。同用水は、下野国河内郡本吉田村（現 栃木県下野市本吉田）で鬼怒川より取水し、29カ村（結城市、旧岩井市、八千代町、旧千代川村、旧石下町）の水田を潤し、菅生

沼に注ぐ。全長は3万1283間（56.3キロ）である。この水路を通船堀にする案もその後浮上する。

享保9年（1724年）12月21日、結城町（当時）に詰所（工事役所）が設置され、初鍬入れ（起工式）が行われた。弥惣兵衛は挨拶に立ち「冬場の突貫工事となるが手抜きはあってはならない」と訓示した。

同月25日、飯沼廻り24カ村の名主や組頭らが沓掛村の香取神社に集合した。神前で飯沼新田開発の無事成就を神文をもって祈願した。祈願文には全員の血判が捺されている。よく知られた「起証文血判状」である（現代語表記とする）。

起請文之事

一、飯沼御新田新堀普請諸入用金の儀は、沼廻り自普請をもって仕立て申すべき旨、数年相願ひ申し候ところ、金元のこと間違い申し候に付、難儀仕り候、しかるところ、井澤弥惣兵衛御儀、これらのことをお見届けあそばされ、御慈悲をもって御入用金を(幕府からの)御拝借金に仰せ立られ、ありがたく存じ奉り、沼廻り(村々)相助り申し候、且また御拝借金返納の儀は、新田地の出来米をもって、巳午兩年(享保10年、11年)に御上納相済み候ように仰立られ、その趣を御公儀より仰付られ畏れ奉り候、拙者共、御願にて、御拝借相かない候筋にては御座無く、偏えに井澤弥惣兵衛様御慈悲をもって、仰付けられ候儀に御座候あいだ、せめて御返納は遅滞なく差上げ申すべく候、其上沼水落ち次第、来る巳年過半新田開発仕り、稲を作付し御返納米作り出し、差上げ申すべく候事。

一、御新田開発の儀は、一村切りの事に存ぜず、沼廻り互いに力を合せ開発し、百姓など少なき所は聞合わせ、相付け候ように仕り申すべく候事。

一、御新田分地割賦の儀は、前々より申定申し候通り、沼上村より割始め、沼中へ割留め、沼下村より沼中、割留め、村順に割合い仕り申すべく候、もともと沼勝示縁り絵図表をもって割合い申すべく候事。



沓掛香取神社本殿（飯沼干拓完成を祝って建立、茨城県指定文化財）

一、御用場へ名主・組頭勤め方の儀、只今までは勤め方、不同の儀に候あいだ、向後の儀は、御用間違い申さず候ように、前々相定め候通り、相違なく相勤め申すべく候事。

右前書の通り、少しも相違致しまじく候、もし、右の趣に相背においては、梵天帝釈四大天王、惣日本國中六拾余州の神祇、殊に伊豆箱根両所権現、三嶋大明神、八幡大菩薩、天満大自在天神部類眷族冥罰、各罷り蒙るべく者也、仍起証如件

享保九歳辰十二月二十五日
(名主・組頭の血判は略す 作者)

享保10年(1725年)1月10日、井澤弥惣兵衛や普請方役人それに沼廻り名主・組頭などの立ち会いのもと初鋤入れが行われた。同年10月勘定奉行寛播磨守一行が新田開発状況視察のため来郷した。案内役は井澤弥惣兵衛であった。一行は113人に及ぶ一大視察団であり、村は一行のために新たな道を普請した。「播磨道」と呼ばれた。

同年11月、弥惣兵衛は飯沼新田開発の功績をもって勘定吟味役格に昇任した。勘定吟味役は会計検査官であるが、財政問題の全般について老中にも意見を具申できる枢要の役職である。この役職は、身分格式の点からは布衣の職と称して、賀式の折に狩衣(無紋の狩衣)を着することができる上級旗本、高級官僚である。享保改革期において勘定吟味役が最も多かった時期は、享保10年11月から16年10月までの6人であり、その役割を見てみると、細田家弥三郎時以と神谷武右衛門久敬は「納税」担当、杉岡弥太郎能連と辻六郎左衛門守参が「訴訟」担当、萩原

源左衛門美雅が「国用(国の経費)」担当、弥惣兵衛が「新墾、荒蕪開耕」担当である。

飯沼の干拓工事はほぼ順調に進み、享保12年中に飯沼の排水堀の開削がすべて完了し完成が見えてきた。飯沼新田では「稲作ばかりにて麦は仕付ず」と命じられて、耕作は稲作に限られた。面積で1525町歩余(1町歩は約100アール)、石高で1万4380石余となった。(後に飯沼新田「3000町歩」と呼ばれる)この新田開発は鬼怒川中流域総合開発計画とでも言うべき事業で、規模の面では後に彼が手掛ける見沼新田開発や紫雲寺潟新田開発の比ではない。弥惣兵衛は、この他にも、享保10年から同12年にかけて常陸国牛久沼の干拓、同11年、12年の下総国手賀沼の干拓、同常陸国江村沼、砂沼、大宝沼の干拓と江連用水の疎通などを手掛ける。同時に、武蔵野新田の開発も指導した。同新田は、江戸西郊に広がる武蔵野平野を開いてつくったもので、多摩郡4カ村、新座郡4カ村、入間郡19カ村、高麗郡19カ村、合計4郡82カ村にわたる約1万2600石の新田である。今日のJR中央線荻窪駅から立川駅までの主として北側に展開する町並みや集落はこの武蔵野新田の場所に当たる。

紀州流という新しい土木技術、河川管理技術によって、他方では勃興する商人たちの資本力を活用した町人請負制型の新田開発の方式を導入することにより、幕領の石高はこの時期に約60万石の増大をみて460万石ほどとなった。この増加は、幕府の年貢増徴策と新田開発政策の成果によるものである。

享保13年には四代将軍家綱が寛文3年(1663年)に行って以来絶えていた将軍の日光東照宮参詣が、65年ぶりに復活した。享保15年ごろには江戸城の奥



飯沼廻り名主組頭ほか連署血判起請文(秋葉剛士氏所蔵、縦25.5cm・横126.0cm)

金蔵に新たに100万両の金が蓄えられた。この年は、上米令が廃止された。江戸期三大改革は享保、寛政、天保の改革だが、改革の成果を上げたのは享保改革だけである。

広大な飯沼が干拓されて、飯沼新田が成立したのは享保13年（1728年）のことであるが、その後の飯沼新田は度重なる飢饉や洪水のため、村々は年ごとに疲弊し、農民は田畑を捨てて村を離れ、あるいは口減らしのために墮胎や間引きが横行して人口は減少し、折角開発された新田も荒廃の一途をたどった。



飯沼川（現在、大新田の中央を流れる。排水路）

天明の飢饉（1783年）の後、飯沼の再開発、復興に乗り出したのが、寛政5年（1793年）11月、下野・下総6万8000石の天領支配、代官となった岸本武太夫就美であった。寛政6年、新たな支配所となった飯沼新田の復興の任に当たった武太夫は、着任すると朝早くから夜遅くまで農民の窮乏をつぶさに見て回った。度重なる天災と重い年貢に、すっかり労働意欲を失った農民を立ち直らせるため、彼は次々と復興の手だてをうった。人口の減少を防ぎ、暮しを安定させるため、生まれた子には5歳まで養育料を、母を失った子には乳母の手当てをそれぞれ与えた。新たに越後地方や越中地方（現 新潟地方）から入植者を募り、移転料や旅費と1人当たり5反歩の荒地を配当して開発に従事させた。自ら節約に努め貯えた資金で農民に家屋、農具、農耕馬を給与し、貧窮者、病人、疾病者、水害被害者を救済し勸農金を与えている。

飯沼の水利のため、落堀を広げ、川底を浚い、堤や堰を築き、松・杉・樅・柏・漆の植林を進めている。



岸本武太夫の墓（東京・杉並区の華徳院）

文化7年（1810年）、武太夫17年の経営の後を継いだ息子武八莊美が文化13年までさらに6年、父子23年にわたる善政によって飯沼新田は復興し人心もまた一新された。父子を救世主とあがめる飯沼廻り新田村63カ所村の人々によって、文政4年（1821年）飯沼を望む沓掛諏訪山、藤岡稲荷神社（武太夫が下野・藤岡より分祀）の境内に「岸本君二世功德碑」が建立され、さらに文政6年、根古内・向原の人たちによって「唱光明真言三千十七遍祈岸本君武運長久所也」の石碑が沓掛香取神社境内に建てられ、今に父子の徳を讃えている。（沓掛香取神社資料参考）
（つづく）



岸本君二世功德碑（沓掛・諏訪山稲荷神社）